

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

『営業秘密』の侵害形態に関する解析

事例

今年5月、営業秘密の侵害に関する事件が2件報道され、一つは国内のタッチパネルメーカーの産業スパイ案件、所属の従業員が競争メーカーの引抜き条件を受け、会社の特許技術を漏洩した後、競争メーカーに転職した事件。もう一つは、ハイテック産業会社の従業員が委託事業の未発売携帯電話の写真をインターネットにアップロードしたため、会社から新台幣ドル4億円の損害賠償を求められた事件である。

前述の事件は営業秘密法改正後今年1月より施行された後、営業秘密法に基づき起訴した最初の案件であり、後者も営業秘密の侵害に係るものである。本文は、営業秘密への侵害形態について、企業の管理部門及びその従業員が関係内容について理解を深めるよう説明する。(営業秘密法の改正、営業秘密法の定義及び改正で増加した刑事責任等の内容に関しては、本所2013年1月号のNewsletterをご参照ください)。

『営業秘密』の侵害形態

営業秘密の侵害形態は『営業秘密法』第10条第1項の規定において、全部で5種類の行為を定めている。但し、その他営業秘密への侵害行為がある場合、第12条規定に基づき損害賠償を請求することができる。従って、営業秘密への侵害行為は、第10条第1項に定めた5種類の行為に限らない。

以下は第10条第1項に定めた侵害行為について、説明する：

一、不当な方法で営業秘密を取得した場合：

営業秘密法第10条第2項の規定より、「不当な方法」とは、窃盗、詐欺、脅迫、賄賂、私的複製、守秘義務の違反、他人が守秘義務を違反するよう誘導、もしくはその他類似の方法のことを指す。

1. そのうち、「私的複製」とは同意を得ずにコピー、印刷、録画、撮影、録音、筆記又はその他有形の複製方法を行う行為を指す。
2. また、「その他類似方法」とは、前述の窃盗等7種類以外、その他社会的に不当な方法と類似する方法を指す。これは立法者が現代ビジネス業界の発達に伴い、不当な方法で営業秘密を侵害する事件、方法が

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

増加し、手口が巧妙になったことを考慮し、このような概括的な規定を以って有効的に営業秘密への侵害行為を規範することとなった。

二、前項の営業秘密であることを知り、若しくは重大な過失により知らずにして営業秘密を取得し、使用し又は漏洩したとき：

この規定に基づき、該営業秘密は他人が不当な方法で取得したものであると知り、又は重大な過失により知らずにして営業秘密を取得し、使用又は漏洩を問わず、営業秘密の侵害を構成する。

1. 前項の「不当な方法で営業秘密を取得する」規定と違うのは、前項は行為者自身が不正行為で他人の営業秘密を取得する者を規範対象とするのに対し、本項は営業秘密の譲受者を規範対象とする。譲受者は不当な方法で営業秘密を取得した場合に関係なく、該営業秘密が他人により不当な方法で取得したものであるゆえ、営業秘密所有者の利益を確保すると同時に営業秘密の更なる漏洩を防止するため、特別に規範する必要がある。
2. 但し、本項の規範対象は譲受者であるため、自ら不正行為を行った訳ではないため、譲受者が該営業秘密は他人が不当な方法で取得したものだとして知り、又は重大な過失により知らずにして営業秘密を取得し、使用又は漏洩する場合にのみ、責任を負うものとする。

三、営業秘密を取得後、それが第一項の営業秘密に該当することを知り、若しくは重大な過失により知らずにして営業秘密を取得し、使用又漏洩した場合：

1. 営業秘密の譲受者は営業秘密を取得する場合、それが善意で且つ重大過失が無く、又該営業秘密は他人が不当な方法で取得したものでなくてはならない。但し、取得後にて該営業秘密の取得は不当行為によるものであると知り、又は重大な過失による又は不正行為によって営業秘密が取得されたのだと知った場合、事後においても尚も営業秘密侵害を構成する。
2. 前項規定の相違点は、第二項規定は営業秘密の譲受者は営業秘密を取得する場合、既に該営業秘密の取得は不当行為によるものであると知悉し、重大過失による又は他人が不当な方法で取得したものであると知っていた場合を指す。本項では、譲受者は営業秘密を取得する時に

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

において、営業秘密への侵害を知らず、且つ重大過失はないと認識していたが、取得後始めて営業秘密への侵害の事実を知り、又は重大過失によるものだと認識した後もなお、継続して営業秘密を使用、漏洩行為を停止しない場合を規範する。

四、法律行為によって営業秘密を取得し、不当な方法で使用し又は漏洩した場合：

1. 「法律行為」によって営業秘密を取得することとは、下記の事情を指す：
 - A. 双方の法律行為：雇用又は委任契約など。
 - B. 一方の法律行為：代理権の許諾など。
2. 「不当な方法」で使用又は漏洩するとは、前述の営業秘密法第 10 条第 2 項に定めた各種方式を指す。
3. 前述三項での規範は不当な方法で営業秘密が取得される場合だったが、本項では営業秘密を正当な方法で取得した後、不当な方法で使用又は漏洩する場合を規範するものである。このような被雇用者、受任者、代理人又は取引対象が雇用者、委任者、本人又は相手方の営業秘密を取得する場合、これらはほとんどが「正当方法で取得」、且つ「簡単に取得できる」ものであるため、営業秘密所有者に与える損害は、前三項以上のものとなる。従って、追加規範する必要がある。

五、法律に基づき守秘義務を有するにも関わらず、営業秘密を不当な方法を以って使用し又漏洩した場合：

1. 法律に基づき守秘義務を有する者は、正当な方法で他人の営業秘密を取得する。但し、法律において該営業秘密の機密保持且つ該営業権利を使用してはならない。仮に、該営業秘密を使用又は漏洩した場合、営業秘密への侵害を構成する。
2. 営業秘密法第 9 条より、法律に基づき守秘義務を有する者とは：
 - A. 公務員が公務の処理によって他人の営業秘密を知る又は保持し、使用又は漏洩してはならない。
 - B. 当事者、代理人、弁護士、鑑定者、証人及びその他関係者は、司法機関の捜査又は裁判によって他人の営業秘密を知る又は保持する場合、それを使用し又は漏洩してはならない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- C. 仲裁者及びその他関係者は仲裁案件を処理する場合、前項の規定を準用する。

営業秘密が侵害されたときの救済方法

営業秘密が侵害されたときの民事救済方法について、『営業秘密法』第 11、12、13 条に定めており、分析は下記の通り：

一、「侵害排除請求権」及び「侵害防止請求権」

営業秘密法第 11 条規定より：営業秘密が侵害を受けた場合、被害者は侵害の排除を請求できる。侵害を受ける虞がある場合、それを防止する請求を提出できる。被害者は前述の請求を提出する場合、侵害行為によって作成した物、もしくは侵害に使用される物に対して、廃棄又はその他必要な処置を請求できる。

1. 営業秘密は独占性及び排他性を有するため、侵害を受けた場合、被害者に侵害排除請求権を与えなければならない。且つ営業秘密の侵害を受ける虞がある場合、侵害防止請求権を与えなければならない。また、前述の二つの請求権は、侵害者の故意又は過失を必要要素とせず、客観的に侵害事実又は侵害の虞がある場合（実損害の発生も必要ではない）、営業秘密所有者は訴訟、又は訴訟以外の請求を提出できる。
2. 被害者が前項の請求権を行使する前に、裁判所に対して、営業秘密侵害者が作成した物品の廃棄又は回収、生産のために用意した原材料及び生産設備の廃棄、もしくはその他必要な処置を請求できる。

二、損害賠償請求権

営業秘密法第 12 条規定により：故意又は過失により他人の営業秘密を侵害した者は、損害賠償責任を負うこと。複数の者が共同で不当侵害を行った場合、連帯して賠償責任を負うこと。前項でいう損害賠償請求権は、請求権者が該行為及び賠償義務者を知り得たときから、二年を経過してなおも行使しない場合、消滅するものとする。行為の発生から十年を経過した場合も同様とする。

1. 営業秘密の損害賠償権について、営業秘密への不当侵害は、営業秘密所有者に損害を与えることに繋がるため、損害賠償の法理に基づき、

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

侵害者は故意又は過失によって他人の営業秘密を侵害した場合、被害者に損害賠償請求権を与え、受けた損害を補償させること。

2. 本条第 2 項規定は、損害賠償権の消滅時効を規定するものであり、被害者が権利を行使しない、もしくは損害及び賠償義務者を知らないため、損害賠償権が永久的に存在する状況を回避するものである。消滅時効の設立は、「法律は権利の上に眠る者を保護しない」に基づくものであり、法律の秩序を守るためである。

三、 損害賠償範囲

前述の損害賠償の範囲について、営業秘密法第 13 条第 1 項の規定に基づき、被害者は下記各項規定より一つを選択して請求できる：

1. 被害者が受けた損失及び失った利益の補償を請求する

民法第 216 条の規定に基づき請求するものとする。但し、被害者が受けた損害を証明できない場合、営業秘密の通常使用で予想できる利益と、侵害を受けた後の所得利益との差額を受けた損害として計算することができる。

- A. 民法第 216 条の損害賠償に関する規定より：「損害賠償は、法律に別段の規定、又は契約に別段の約定がある場合を除き、債権者が受けた損害及び失った利益を限度とする。通常の場合、既定の計画、設備又はその他特別の事情に基づき、予想できる利益は、失った利益とみなす。」
- B. 但し、被害者は受けた損害を証明できない場合、営業秘密の通常使用で予想できる利益と、侵害を受けた後の所得利益との差額を受けた損害として計算することができる。

2. 侵害者が侵害行為によって取得した利益を損害賠償として請求する

侵害者が侵害行為によって取得した利益を損害賠償として請求する。但し、侵害者は自身のコスト及び必要費用を証明できない場合、侵害行為によって取得した全収入を所得利益として計算する。

- A. 一般的に、受けた損害及び失った利益の証明責任について、被害者は侵害者が営業秘密への侵害行為で得た利益に関する資料を取得する場合、相対的に取得しやすいものである。そのため、被害者は本項規定に基づき、侵害者が営業秘密への侵害行為で得た利益を損害賠償額として計算することができる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- B. 侵害者の所得利益の範囲について、本項の但書にて証明責任に関する規定を定めている。侵害者は損害賠償額を軽減しようとする場合、自身のコスト及び必要費用を証明する証明責任を負うものとする。

3. 損害賠償の加重に関する規定

営業秘密法第 13 条第 2 項規定より：「前項の規定に基づき、侵害行為が故意によるものである場合、裁判所は被害者の請求を以って、侵害の事情に応じて、損害額以上の賠償金額を裁定することができる。但し、証明済の損害額の 3 倍を超えてはならない。」としている。被害者は行為者の侵害行為は故意によるものを証明できる場合、裁判所は被害者の請求を以って、損害額以上の賠償金額を裁定することができる。但し、証明済の損害額の 3 倍を超えてはならない。これは、高額の損害賠償を以って、故意による営業秘密への侵害行為の発生を減らすためである。

結論

前述の国内で起こった二つの営業秘密への侵害案件について、そのうち、国内のタッチパネル産業スパイ案の侵害行為は、**不当な方法で営業秘密を取得したものに該当する**。また、未発売の携帯電話の写真をインターネットにアップロードする案の侵害行為は、**法律行為（雇用契約）によって営業秘密を取得し、不当な方法で使用又は漏洩したものに該当し**、行為者は民事賠償を負担するほか、改正後の『営業秘密法』の刑事責任を負うこととなる。従って、企業は営業秘密への不当侵害、又は過失による漏洩を防止するため、関係管理部門は営業秘密への保護措置を強化しなければならない。例えば：秘密資料について管理方法及び管理監督部門を設置し、秘密資料に接触する関係人員（従業員又は取引メーカー）と守秘契約を締結、従業員への教育訓練（企業文化、守秘範囲及び違約処分等に関する教育）及び離職後の管理を強化するなど、秘密書類に関する廃棄物処理及び企業秘密が流出したときの危機処理原則等を規定することなどを行うことによって、損失を最小限に抑えることが期待している。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。